○自動車保管場所証明事務等取扱要領の制定について（概要）

（平成３年福岡県警察本部内訓第１１号）

この内訓は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年法律第１４５号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和３７年政令第３２９号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。）の規定に基づき、自動車の保管場所証明事務及び保管場所届出事務（以下「証明事務等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

主な内容として、

○　用語の定義
○　申請に必要な書類
○　申請の受理所属
○　申請受理要領
○　現地調査
○　適否判断
○　証明書等交付要領
○　証明書等再交付要領
○　代理申請の扱い
○　標章の管理
○　手数料の扱い
○　事務委託等
○　備付簿冊

などの項目からなっている。